

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年11月22日午後1時30分から午後3時30分

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 丹 羽 敏 彦 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 岡 田 龍太郎 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 築 田 真 央 （千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官 嶋 村 勲 （千葉地方検察庁検事）
検察官 木 村 美 穂 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 村 井 宏 彰 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 加 藤 梓 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者 男
2 番 裁判員経験者 男
3 番 裁判員経験者 女
（4 番 裁判員経験者 欠席）
5 番 裁判員経験者 女
6 番 裁判員経験者 女
7 番 裁判員経験者 男
8 番 裁判員経験者 女

議事概要

別紙のとおり

【司会者】 それでは意見交換会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、意見交換会に御協力いただき、ありがとうございます。

この会の趣旨は、裁判員制度の運用について、実際に御経験された方々から忌憚のない感想、意見をいただき、今後の参考にしていきたいということでもあります。裁判所だけでなく、検察庁、弁護士会からも参加をいただいております。

進行としては、最初に、簡単な自己紹介と裁判員をお務めになった全体的な感想を一言ずつ頂戴したいと思います。

まず、私は、司会を務めます丹羽と申します。裁判官になって21年目ですが、裁判員裁判は千葉に赴任した平成24年4月から初めてやっております。件数としては二十数件というところで、まだまだたくさんやっているわけではありません。今日は皆さんのお話をお伺いするのを楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

ほかのメンバーからも順次御紹介をいただきますが、まず裁判所の岡田さんからどうぞ。

【岡田裁判官】 よろしく願いいたします。私は、裁判官になって14年目にして、主に刑事事件を扱っております。裁判員裁判につきましても3年半ほど、事件数で数十件ぐらい担当しているのですが、自分の入っていない裁判体につきましては、どういった工夫をしているか、どういったスタイルでしているかは余り詳しくは分からないところもありますので、今日は、ぜひ忌憚のない御意見をいただきまして、今後の事件処理に際して十分参考にしていきたく思っております。

【司会者】 築田裁判官からも一言どうぞ。

【築田裁判官】 左陪席裁判官を務めております築田と申します。私は、今年の1月に裁判官になったところですが、裁判員裁判は10件ほどやっています。毎回、いろいろ勉強しながら裁判に臨んでいるのですけれども、今回このような意見交換会に出席させていただくのも初めてですので、皆さんの貴重な御意見をいただき、

今後の執務に生かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】 検察庁のお二人からも順次一言ずついただけますか。

【嶋村検察官】 検事をしております嶋村です。私は、検事としては18年目になりますけれども、全国を転勤する関係で千葉に来たのは去年4月で、そこから裁判員裁判に何十件か関わっています。一件一事件は違うので、それぞれの事件で検察官の主張をよく分かってもらえるように考えているのですけれども、他にもこういう意見交換会に出席させていただいたときに、厳しい意見もあれば、励ましの、よく分かったという意見もいただいて、非常に参考になりました。今日もいろいろ聞かせていただけるのを楽しみにしてまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【木村検察官】 検事の木村と申します。私は、検事になって今6年目に入ったところでして、裁判員裁判が始まった当時から別の勤務地で裁判員裁判に取り組んできたのですが、件数としては十数件程度でした。千葉はかなり事件数が多く、今年の4月に千葉に赴任して以降、数件立会をしております。私も、意見交換会には初めて参加させていただきますので、皆さんの意見を聞かせていただくのを楽しみにしております。今後の参考にできるようにと思っております。よろしくお願いいたします。

【司会者】 弁護士会のお二人からも、どうぞ。

【村井弁護士】 弁護士の村井と申します。私は、弁護士になって6年目です。千葉に来て4年になりますが、担当した裁判員裁判は十四、五件程度です。裁判官、検察官よりも随分少ないとお聞きになられるかもしれませんが、弁護士としてはどちらかという和多いほうだと思います。弁護士会の中に裁判員プロジェクトチームという委員会がありまして、今日はその代表という立場でまいりました。

恐らく世間の中では、たまにマスコミなどで取り上げられていると思うのですが、裁判員裁判においては、検察官よりも弁護人のほうが評判がよろしくないということで、年々その評判の差が広がってきていると思っております。弁護士は

個人で仕事をやりますから、なかなか検察庁のように組織立って訓練をすることができないことも一つの要因だとは思いますが、やはり私どもとしては大変な危機感を抱いております。

今日、こういった貴重な場に立たせていただき、皆様方の御意見を弁護士会に持ち帰って、今後、裁判員裁判をよりよくできるように反映させたいと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【加藤弁護士】 弁護士をしております加藤と申します。私は、弁護士2年目で、裁判員裁判はまだ1件しか経験したことがございません。このような貴重な機会をいただいて、本当に光栄に思います。経験の浅いこともありまして、裁判員の皆さんの忌憚なき御意見をお聞かせいただき、今後の経験に生かしていきたいと考えております。私も、村井と同じく裁判員プロジェクトチームから代表として本日まいりました。よろしくお願いいたします。

【司会者】 御参加いただいている経験者の方々からも一言ずつ頂戴します。どんな事件を御担当されたのかと感想について、1番さんから順にお願いいたします。

【1番】 1番ということで一番最初にお話をするのですが、私は法律の専門家でも何でもないのですが、聞き苦しい言葉を使うかもしれません。その辺を御容赦いただきたいと思います。

まず、どんな裁判かということですが、外国人が日本に覚せい剤を持ち込んだということで、その因果関係にいろいろ人が絡んでいるという話でした。

私は、もともと裁判というのは、我々一般市民、住民が余り関係ない、要するに法律の専門家である裁判官、検察官あるいは弁護士さんがなりわいとしてやっているものだとずっと思っておりました。

特に、先ほど弁護士さんから言いましたように、私も言われているとおりで思うのです。弁護士の評判が悪いというのは私も知っております。民事で自分も今までやってきたところもありました。その中で弁護士さんは、非常に私は信頼を

失いました。今回の裁判においてもそういうことがありました。後ほどそういう話をさせていただきます。

いずれにしましても、私どもは専門ではないので分からない部分もあったのですが、逆に裁判官の人たちの説明、要するに何をどういうふうに行っていくかという説明をいただきまして、非常に、こういうふうに行っていけばいいんだ、分かりやすいということで、裁判に臨んだということでございます。

【2番】 自分も1番さんと同じで、外国人の方が覚せい剤を日本に密輸しようとしたことで捕まった事件だったのですが、自分が裁判に参加したときの被告人が19歳の青年でして、その方が裁判のときにちょっと涙を浮かべて、とても反省していたのをよく覚えています。

犯行に及んでしまった事情というのは、借金をしてしまって、それで脅されて仕方なくやったとのことだったのですが、そういったいろいろな事情があっても結果的に懲役9年、罰金300万という刑が科せられることになったので、覚せい剤を持ち込むのはとても重い罪なのだと、実際に裁判員裁判を経験してよく分かりました。自分も覚せい剤というものは名前自体は聞いたことはあっても、それ自体のことをよく分かっていなかったのかなと思いました。

【3番】 私、6月に裁判を経験したのですけれども、ちょっと複雑でかなり難しく、期間も8日間ぐらいで長かったので、大変悩みました。ずっと毎日毎日頭の中ぐるぐる、いろいろ考えて、人を裁くというのはすごく難しいなというのが全体の感想です。

【5番】 私は放火事件の裁判員を経験したのですけれども、比較的、家族内のトラブルという感じで、余り遠い話ではなくて、ちょっと近い話だったので、結構分かりやすかったような気がします。全体的な感想は、最初は1週間すごく長いなと思ったのですけれども、終わってみると結構早かったような気がします。よろしくをお願いします。

【司会者】 5番さんと6番さんは、同じ事件を担当されておりますね。6番さ

んからも一言お願いいたします。

【6番】 よろしく申し上げます。裁判所に来るのが初めてだったので、何もかも初めてで驚くことばかりだったのですけれども、裁判長や裁判官の方がいろいろ分かりやすく教えてくださったので、やりやすかったなと思います。

【7番】 私は裁判員になって、非常にうれしかったですね。やりたかったので、抽選で当たってチャンスを得られたということで、非常にうれしく、また、いい経験をさせてもらったなと思っています。

事件のほうは、強制わいせつとか強姦とか、被害者もたくさんいまして、かなり悪質な事件だと思うのですけれども、男性ばかりだったのですよ。こういう事案なのに裁判員の6名もそうですし、補充員の2名の方もそうでしたし、裁判官も3名とも男性でした。だから全部で11名、男性ばかりという中でこういう事案に接したのですけれども、果たしてこれでよかったのかなというのが率直な気持ちでして、やはり中には女性がまじっていたほうが別の考えもあつたらうし、案外もっと厳しい判決になったのではないかなと思っています。人選するのに忌避することができるのですかね。そういうことで男性ばかりになったのかなとか、いろいろ考えていたのですけれども、いずれにせよ、ここが一番私は引かかりましたね。

【8番】 私が担当したのは強盗致傷、窃盗でした。被告人も中国人で、被害に遭われた方も中国の方だったということで、7日間通ったのですけれども、そのやりとりが中国語で、通訳の方を挟んだので、かなり時間がかかりました。

最後の最後まで反省がちょっとなかったものですから、いろいろやりとりしながら見ていくと、どうしても先ほども弁護士さんからお話があったのですけれども、分が悪いなというところがすごく感じられました。

あとは、やってみて、初めての経験だったのですけれども、自分が今まで知らなかったことがいろいろ知れてよかったなと思いました。

【司会者】 8番さんは、最初は補充裁判員として選任をさせていただきまして、その後何らかの事情によって裁判員に繰り上がったという経過でよろしいですか。

【8番】 そうです。

【司会者】 時間も限られておりますので、内容に早速入らせていただきます。

今日のテーマは、審理の分かりやすさについてです。

皆さんに最終的にはいろいろな御判断をいただいたのですが、その前提となる審理は、分かりやすいものであること、法廷で聞いていて皆さんが意見を言える状態になることを目指して行っております。実際のところは果たしてどうだったのか、率直なところをお伺いしたいのです。

審理では、最初に冒頭陳述として、検察官、弁護人からそれぞれ事件に対する見立て、特に主張したい点をプレゼンテーションします。そこで、この事件は何が問題になるのか、争点が分かってくると思います。次は、検察官、弁護人が立証をしていくことになるのですが、立証の方法を大きく分けると、まず、証拠書類の朗読の場面があったと思います。もう一つは、証人尋問、被告人質問です。最後に検察官、弁護人から証拠を調べた結果を踏まえての意見、論告・弁論ですが、こういった順序で大体進んでいきます。

まず、事件の内容を初めて知る機会になる冒頭陳述なのですけれども、これについて、聞いた印象とといいますか、その段階でこれから何をどう考えていくのかがつかめたかどうかというあたりを、順に1番さんからうかがいたいと思いますが、どうでしょうか。

【1番】 皆さんそうだと思うのですが、我々がここに来て裁判員をやるときに、まず裁判官のほうから、要するに守秘義務だとか、これから審理していくときに事実のみを直視してやることですかということをしていただいて、これを根拠として、今言われました審理のほうに行ったのですけれども、検察官、弁護士さんの話の中で、私は検察官の方がやられたのは非常に分かりやすかった。

というのは、要するに被告人は別の事件も起こしておりまして、別の裁判所で既にもう刑が決まっている、罪状も同じ罪状だということで、それについて検察官は、その事実もきちんと説明をされて、今回もそれを証拠として説明されたので、事実

だけを見るということでは非常に分かりやすかったと感じました。

それに対して、弁護士さんは、女性の方、それから相弁護士というのですか、年配の男性の方がいたのですが、まず印象が悪かったのが、その年配の弁護士さんは、事実言いますけれども、態度が悪いとか座り方も悪い。そういう状態でおかしいなと思ったのです。一生懸命やっていた弁護士さんは若い女性だったのですが、最初から無罪ということのを平気で言っているのです。それは私、おかしいと思ったのですが、案の定いろいろ聞いていくと、無罪になるような証拠もないしそれが証明もできないという結論だったということで、やり方としてちょっと違っているのではないかなと感じました。それが印象です。

【司会者】 2番さん、何かございますか。

【2番】 全部は思い出せてはいないと思うのですけれども、幾つか。

冒頭陳述なのですが、被告人のこれからを決定するということなので、大分緊張していたのがまず最初の印象ですね。裁判自体に参加するのが初めてだったので、それをちゃんと理解できるかというのも不安でしたし、聞き漏らしのないように必死ですね。

説明自体は、パワーポイントや手元にA3やA4の紙で配付された資料を見ながらだったので、とても分かりやすく、どういう事件でどういうことを争点にするのかというのは、大変分かりやすかったと思います。専門用語も特に出なかったと思うので、自分としてはやりやすかったと思います。

被告人が外国人、メキシコ人だったのですが、通訳の方もついていてくれて、2回説明を聞くような形になったのです。裁判自体はその分時間がかかってしまったと思うのですが、自分としては2回聞くことができたので、とてもそのあたりも分かりやすかったかなと思いました。

【司会者】 検察官と弁護人、それぞれ冒頭陳述は両方とも分かりやすく、かみ合ったものになっていたという印象でよろしいでしょうか。

【2番】 それで大丈夫でした。

【司会者】 ありがとうございます。では、順に3番さんからお願いできますか。

【3番】 冒頭陳述のときは、ちょっと分かりづらい事件だったので、初めは罪を認めているような供述をしていたのですが、今は無罪を主張しているということで、そこで検察側が言っていることと弁護士の方が言っていることというのが全く逆のことを言ってるなというのははっきり分かりました。

検察官の説明はとても分かりやすかったです。印象的には、初めから検察官の声も大きくて、女性の方3人だったのですけれども、聞き取りやすいし、資料もとても分かりやすくて、逆に弁護人の声が小さかったのですね。何となく聞いた感じの印象というのが、どうしても強いのは検察の方だったので、何となく初めから気持ちの中にそちらの言葉のほうの方が分かりやすく入ってきてしまったというのもありますね。資料を冷静に皆さんで評議しているときに考えるときにはそんなことはないのですが、弁護士もきちんと資料も作っていて分かりやすかったですし。ただ、その裁判中の冒頭陳述のときの印象は、何となくもごもごしている感じがありました。なので、被告人の思いとか意見を代弁するのが弁護士だと思うのですが、それがちょっと伝わらなかったなど。何を主張しているのかというのがもうちょっと強く初めに分かっていたら少し違ったかなと、今は思います。

【司会者】 ありがとうございます。大変分かりやすい御意見です。順にお伺いしますが、5番さん、どうでしょうか。

【5番】 決まった次の日で、実際のところ、自分もすごく緊張していて、その場の雰囲気というのが初めてだったので、それに慣れるのが精いっぱい、ちょっと記憶が余り曖昧だったりはするのですが、

ただ、弁護士と検察官と、大体、年配の女性の主婦の方が放火してしまったという事実はお互い余り変わらずな感じだったので、そんなに食い違いのような感じはしなかったのですが、弁護士のほうが話がすごく長かったなという印象です。

【司会者】 6番さんも同じ事件になりますが、お願いいたします。

【6番】 特にかみ合わなかったという感じもなかったのですけれども、弁護人のほうがすごく感情を込めて話している感じだったので、弁護人の話のほうが自分には結構入ってきていました。

【司会者】 ありがとうございます。それでは、7番さんお願いできますか。

【7番】 検察官も弁護士も、資料は非常に簡潔でまとまっていたので、分かりやすかった。自分の頭を整理する上でも有用でしたね。画面、モニターで見れるのも非常に効果的で分かりやすかったですね。そういう面で非常によかったと思います。

もう一つは、被害者の弁護人が来ていたのですけれども、ちょっと突っ込みが足りないというか。

【司会者】 被告人の弁護人とは別に、被害者参加人の弁護士がいたということですね。

【7番】 そうです。被害者に代わって弁護人が来ていたのですけれども、加害者の被告人は結構黙秘権を使っていたのですよ。言いたくありませんって。言いたくないと言ったらそこから進まないのですけれども、それだったら質問の内容をちょっと角度を変えてやるとか、もう少し工夫ができたんじゃないかなというのが、端から見てそう思っていました。

【司会者】 最後になりますが、8番さん、お願いします。

【8番】 両方の資料は分かりやすかったです。分かりやすいのですけれども、検察官のほうが量的には多いかなという感じはしました。

やはり最初から無罪というふうに出されていたのですけれども、そこが何かすごく引っかかります。態度が悪いとかそういうことはなくて、弁護士さんもすごく一生懸命されているのが分かるのですけれども、やはり分が悪いなというのは、すごく最初から印象的でした。

【司会者】 一通り御意見をいただきました。冒頭陳述は検察官、弁護人がいろいろ工夫されているところだと思いますので、検察官、次に弁護士のほうからも、

こんな工夫はどうだったかとか、今の御発言の中でもうちょっとお聞きしたいというところがあれば発言していただいで結構です。まず、検察官から何かありましたらどうぞ。

【嶋村検察官】 事件ごとにいろいろ違うのですけれども、2番の方とか5番の方とか、最初すごく緊張されていて、頭に定着させようとしてもなかなか入ってこないというようなお話もありました。こちらの話し方とか導入の仕方だとか、何かもう少しこういうことがあれば頭に入ってきやすかったということがあったら教えていただきたいのですが、どうですか。

【2番】 自分が担当した事件自体は、被告人が最初から罪を認めていて、あとは量刑、罪の重さを決めるだけという段階で、特に難しい説明はなかったのですけれども、強いて言えば、資料の多さが検察側と弁護士側で幾らか量が違ったので、個人的には検察側の資料のほうが少ないと短くうまくまとまっていたのかなと思います。少なくまとまっているほうが分かりやすいなということは思いました。

【司会者】 5番さんにも同じお尋ねですね。緊張している最初の場面のプレゼンテーションとして、何か工夫の余地があるかという趣旨の御質問だと思います。

【5番】 多分そういう雰囲気なので、やはり回数をこなせば慣れると思うのですけれども。ただ、紙で配られたりとかしているのですが、そのときはちょっと分からなかったりするのですけれども、後々読み返したりとか、話を聞いたりしていくうちにだんだん慣れてきて分かるようになるので、特にこうしたらいいというのはないです。

【司会者】 弁護士のほうからも何かありましたら、どうぞ。

【村井弁護士】 御指摘ありがとうございます。弁護人が冒頭陳述で気をつけていることは、あくまで私個人、裁判員裁判を多く担当している弁護人たちに限られるかもしれませんが、冒頭陳述では何が起こったかを語るものですから、被告人・弁護人のその裁判の主張ですね、こういうことを今これからの裁判で証明していきますということを語るように気をつけてはいます。

それだけでは足りなくて、多くの方がおっしゃっているように、午前を選任されて午後いきなり裁判ということも多分あると思うのですけれども、非常に緊張されていらっしゃる。私たち弁護人が冒頭陳述でやる順番というのが検察官が終わった直後ですね。検察官の非常に分かりやすい冒頭陳述が終わった直後だと、「ああ、もう検察官の言ったとおりのことが起こっておるのだろう」と多分思われてしまうから、心の準備じゃないですけれども、今から検察官がやるのは、あくまで検察官の主張をお話しになられるのであって、それがこの裁判の方向性と決定づけられるものではないというふうに、冷静に、双方の冒頭陳述をお聞きいただけたかどうかは、少し後で聞いてみたいのです。

その前に、1番と8番の方から、最初無罪だと言ったのがどうなんだということですね。あれも物の言い方であって、個人的に気をつけているのは、説明の内容だけではなくて、説明の仕方も必要だと思います。どなたかが言ってくださった、頭に入りやすいワードが検察官からあったということと同じで、印象に残る話し方というのがあるのだと思います。そこで、教えている側としては、印象に残ることを最初に言いなさい、最初に言った言葉は後に残りやすいと。多分そういうことから、その弁護人は無罪ですと言ったと思うのです。無罪かどうかは確かに証拠調べを経た上で決まるものではありませんが、他方で、冒頭陳述では主張を言わなければならないので、事実を語って最後にそうすると犯罪は成立しませんということを恐らく言わざるを得なかったのかなと思います。無罪と言うからには、その後責任を持って証明できるのだろうねと思われるのは確かなので、言い方には気をつけないといけないとは私も思いました。

先ほどの質問ですけれども、冒頭陳述はあくまで双方の主張であって、これから裁判でどちらが正しいのか、あるいは正しくないのかを決めていくので、今の段階でどちらもこちらを筋にと決めるものではないということのを頭に置いた上で審理に入っていたかどうか、お聞きしてみたいところです。どなたでも結構です。

【司会者】 冒頭陳述の位置づけは、これから証拠調べでこういうことを証明し

ようとしていますという予告編，その後の証拠調べの道しるべみたいなものです。ただ，印象として，これは苦しいねと感じられることはあるかもしれません。そういう冒頭陳述の位置づけは御理解いただいた上で審理に臨むことができたかという御趣旨の御質問ですね。裁判官の，これからやっていく手続はこういうことですよという事前の説明の内容にも関わる気もするのですが，どういう順に審理が進んでいってこの手続はこういう意味合いだということをお理解していただいた上で審理に臨めたかということなのですが，どうでしょうか。

【8番】 裁判の初めに検察側と弁護士のほうと全然違っていたので，本当にやったのかな，どうなのかなというところは，すごく注意して，本当にこんなことができるのかなというふうに見ていたのですけれども，証拠がすごく出てきたのですね。本当に証拠がいっぱい出てきてしまったのですね。でも，最後の最後まで無罪ということで，最後のところまでいったので，何か難しいなと思いました。

【司会者】 今のお話だと，最初はそういうところが問題で注意深く見ていって，証拠を見たら「えっ」というイメージですね。

【8番】 そうですね。

【司会者】 そういう位置づけなら，弁護士のほうも，立証の成否の問題ですから，よろしいですね。

【村井弁護士】 はい。

【司会者】 ほかに御意見をいろいろ伺う点がありますので，冒頭陳述はこの辺にさせていただきますして，次は証拠調べですね。

検察官が立証責任を負っている関係で，検察官の立証から始まったと思います。捜査段階で集めたいろいろな証拠書類の説明が続く時間が一定程度どの事件でもあります。もう一つは，証人尋問ですが，かなりの時間，一人当たり反対尋問まで含めたら1時間以上聞いていることもあるのではないのでしょうか。この尋問で何を立証したいのかというポイントは冒頭陳述で本来示されているはずであり，それに即した証人尋問の内容になっているのかという点ですね。事件によって証人尋問が余

りないものもありますから、証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問、この中で印象に残っている点、疑問に感じた点があれば、お聞きしたいと思います。

このままずっと1番さんから始まるのも恐縮ですので、2番さんから順番をずらして進めていきたいと思えます。お願いいたします。

【2番】 最初に証拠として出されたのは、覚せい剤の事件だったので、まず覚せい剤現物が出されて、あとは被告人の所持品、旅行の外国から持ってきた簡単な着替えとスマホです。自分のスマホと、あと覚せい剤を運べと言った組織から渡されたスマホというものが証拠として出されて。印象としては、覚せい剤そのものが一番印象にありました。こういうふうな形で運ばれてくるんだということ。

【司会者】 御担当の事件の覚せい剤の輸入量は約5キロですね。覚せい剤の結晶状のものがどんと目の前に置かれるというのは、びっくりされるのでしょうか。

【2番】 事件によっては違う形で出たりすることもあるらしいので、覚せい剤という名前自体は知っていても、やはり全然分からないものだなとは思いました。

【司会者】 御担当になった事件の内容を拝見しますと、被告人はマフィアから脅されていたという話のようです。その経過は、恐らく被告人質問によって立証がされていると思うのですが、この事件の経過、日本に来るまでの道行きについての被告人質問はどうだったのでしょうか。分量的にほどほどだったか、内容としてよく分かったかというあたりなのですが。

【2番】 どれぐらいの時間をかけて説明されたかというのはよく覚えてはいないのですが、被告人がどういうふうな状況で、どうして借金をして、それでその借金のせいでマフィアから脅されて仕方なく運んだという経緯を詳しく説明されたのですが、とても内容が濃くて、大分重かったなという印象が残りました、時間とかも忘れちゃうぐらいだったので。

【司会者】 密度が濃くて内容が重いというのは、きっと、弁護人の尋問がよかったということなのでしょうね。弁護人にとっては大変褒め言葉になるのではと思えますけれども、そんな印象でよろしいですか。

【2番】 はい。内容の濃い小説で分量があってもすぐに読めてしまったりするのですけれども、それと大分似たような印象を感じました。

【司会者】 3番さんの事件は、同じ覚せい剤の輸入なのですが、覚せい剤であることの認識が争われた事件で、なかなか難しい証拠調べをしているようですが、どうでしょうか。

【3番】 被告人は日本人の30代の方で、スーツケースの中にそういうものが入っていて、本当に知らなかったら無罪、薄々分かっていて自分が報酬をもらえる営利目的ということがあれば有罪という両極端なのですけれども、知っていたか知らなかったかというのは彼しか分からないことで、それを検察の方は本当に事実だけを冷静に資料として提出もしますし、覚せい剤を実際に見ましたし、どういうふうにパッケージの中に入っていたかという、そのつくりまで見ました。相当な量で、もしこれが入ってきたら日本人の方が麻薬を打つ被害がすごいなというのもありました。検察の方は事実を的確に感情もぶれずにやっていたのですけれども、弁護人は、逆で、その本人の生い立ちだったり性格だったり、とても真面目でこうこうこういう方なんだということをしごく言っていたのですね。それでやはり、相当だんだん分からなくなってきたのですね。

初めの冒頭陳述で聞いたときには、こんなにたくさん量をと、やはり腹が立ちますし、その弁護人の方のを聞くと、この人はとても苦労してこういう人生でこうなったんだというのですけれども、証拠調べでは検察の方が取り調べをしたときのDVDを見たんですね。供述調書の朗読というのは、ある意味朗読なので感情が余りないですよね。ただ、DVDは逮捕された後、彼がどのように供述をして、どういう表情で身振り手振りだというのが映っていました。それ以外は状況証拠しかなかったですね。覚せい剤は証拠としてありますけれども、彼が知っていたか知らなかったかという両方の証拠が出てこなくて、状況証拠だけだったので、そのDVDがあったことがとても大きかったなと思います。DVDで見た彼と、今この目の前で供述していたときの彼と、見られたのですね。供述を途中で覆して、警察の

方が誘導尋問をしたんじゃないかみたいな、何か争点がちょっとずれるようなところがあったので、警察の方が証人で来たりとかあったので。

【司会者】 御担当になった事件は警察官の取り調べもしているようですね。

【3番】 そうです。警察官の方が誘導尋問をして、彼がやってもいけないことをやったと言ってしまったということになったとか、それで大分分からなくなったのですけれども。

【司会者】 取り調べ状況、被告人が供述した捜査段階の状況としては、それを録画したDVDが非常に分かりやすく役に立ったということなのでしょうか。

【3番】 そうですね。裁判員裁判の場合、そういうDVDを録画されていることは多いと伺ったのですけれども、とても分かりやすかったです。

【司会者】 1番さんもDVDでの取り調べがされているようなのですが、どうですか。

【1番】 最初にも申しましたように、この事件については既に判決が出ている部分があって、それでまたなおかつこの千葉でもやっているということで、以前の裁判所、たしか名古屋だったと思うのですが、ほとんどその資料をそのまま検察官が使っている。その弁護士は、先ほど言ったのですが、最初から無罪。当然主張すべきところで、二つとも無罪は大きいのでそれでいいと思うのですね。ですから、私、先ほど、それで言いながら無罪を証明していないということを強く言ったのです。

情状酌量を得るのであれば、認めるところを認めるのだけれども、ポリビアから来ているのですが、ポリビアの国はそもそも知らないのですけれども、非常に貧困なところがあって来ているというものもあるでしょう。何回も同じ罪を犯しているような団体あるいはグループみたいなものが見え隠れするので、それを絶対に押さえないといけないのですが、それはそれとして、被告人に、何でそういうことをやったのか、あるいはそういうものをこれから防ぐにはどうするんだというものを弁護士は被告人に供述を述べさせて、そういうものから情状酌量を願って、特にその

被告人については二度と再犯を犯さないというものをもって。

二重の刑が既にあるんですね。既に決まっている刑に対して、さらにこの刑をどういうふうにするかという議論が非常に難しく、これはそれだけに随分時間を費やしたというのがあります。

【司会者】 おっしゃるとおり、難しい問題だと思います。

それでは、次に5番さんですね。5番さんの事件は、家庭内の放火の事件ということになりますが、証拠を調べた中身というよりは、分かりやすかったかどうかですね。法廷で見て聞いてずっと頭の中に入ってきたかという点ではどのあたりが印象に残っていますか。

【5番】 分かりやすかったのは、写真で家が燃えてしまったところが出ていたのですけれども、部屋の真ん中に少し焦げている感じで、本当に全部燃やそうという感じではなかったもので、自分としてはその写真を見て分かりやすかったです。あと、弁護士が被告人に対して質問をしていたのですけれども、被告人も素直にすぐ答えていて、近隣の方の証明も出ているという話を弁護士がしていたのを聞いて、結構分かりやすく自分の中ではすんなり入ってきました。特に検察の方からも、反対という感じは、特に多くなかったもので、比較的分かりやすかったです。

【司会者】 余り経過に争いがなかったようなのですが、証人として御家族をお聞きになっていますよね。やはり供述調書よりは、生の人物に登場してもらって率直に話してもらったほうが分かりやすいのでしょうか。

【5番】 そうですね。証人として旦那さんと息子さんが出てきたのですけれども、息子さんのほうは本当に、自分も反省している感じがすごくして、いろいろな母親の話とかを結構してくれたので、実際見て話を聞くと、やはり、表情とかを見ると、よく分かるのかなと思いました。

【司会者】 6番さんも何か印象に残った点、注文などありましたらどうぞ。

【6番】 印象に残っている点は、写真ですね。結構燃えているところが何枚かあったので、それがすごく印象に残りました。あとは、特に問題なく、分かりにく

いところも余りなかったと思うので。

【司会者】 7番さん、どうでしょうか。

【7番】 私が担当した事案は被告人も最初から罪を認めていて、余り争点になるような証拠書類とか調べがほとんどなかったような気がするのですね。最初から情状酌量の余地があるのかどうか、量刑が主眼だった気がします。したがって、余り証拠書類で云々という印象がそんなにないですね。

【司会者】 この事件は性犯罪ですし、窃盗、住居侵入という本来裁判員裁判でやる事件でないものも併合されていますけれども、基本的な立証方法が証拠書類だけになってしまうのですね。書証の調べだけで大まかなところはイメージしていただいた上で、量刑の評議に入れたという理解で大丈夫でしょうか。

【7番】 そうですね。

【司会者】 このように事実が7個もある事件では、取り調べの順番や進め方を検察官、弁護士と協議することもあるのですが、事件の数が多いという点はどうでしたか。

【7番】 順番に一つ一つやってきましたから、物すごくウエートをかけたところとかけてなかったところというのは、そうなかったと思うのですよ。一つ一つの案件そのものは、それこそ争点になって私はやっていないとかやったとかという話じゃなくて、全て認めていましたので、淡々と進んだというような印象です。

【司会者】 8番さん、お願いできますか。

【8番】 証拠はたくさん出てきておりました。本人はやっていない、借りたんだと言っていたのですけれども、首に刺した包丁が2本も出てきて、縛った電気コードも出てきたりして、やはり包丁が出てきたときに一番私が印象的に残ったのが、女性の方がやはり泣かれていた、相当怖かったんだろうなと思って、それはすごく感じました。

【司会者】 この事件は、証人も結構な数をお聞きしているのですね。審理の期間も短くはないと思います。証人の供述した内容を評議まで記憶に保持しておく

いうのも大変だと思うのですが、その苦労はありましたか。最初のほうに聞いた話は印象に残る反面、だんだん薄れてきますよね。うまく頭の中を整理して臨めましたか。

【8番】 控え室に戻ったときに、こうだったねああだったねということで、整理したりとかする時間がちょっとあったので、よかったですと思います。

【司会者】 最初に戻って1番さんですが、先ほどの点に何かつけ加えておっしゃるところはありますか。

【1番】 一つ、大前提なのですけれども、やはり法治国家だから、法律をとにかく守りましょうと。そういうのを犯した人については、検察も裁判所もそうですし、当の弁護士も被告人だけを守るんじゃないくて、よく言われる、罪を憎む、その罪をなくすという議論がどうも私の担当したのでは見えなかった。そういうのは、この今の時勢で必要ではないかなと感じました。

(休憩)

【司会者】 証拠調べについて一通り御発言いただきましたので、まず、検察官から何かございましたら、どうぞ。

【木村検察官】 密輸の事件にかかわられた方に。恐らく税関の手続について証人尋問か、報告書の形で説明があったと思うのですけれども、そこがまず最初に証拠調べの中で出てきます。そこで取っつきにくくて理解がしにくかったとか、こうしてほしかったという何か希望などがありましたら、教えていただければと思います。

【司会者】 1番さんから3番さんになると思いますが、順に一人ずつ御発言いただければよろしいですかね。

【1番】 私は、その書類というのは、要するに名古屋の事件があつて、それからの引用をしている部分が非常に多かった。確実に税関でこういうことですねという、要するにボリビアから輸出しようとして荷物を運んだと、その搭乗をしたという事実、それから名古屋に来てそのときに発見されたということで、その事実がはつき

りしていたので、わりかし分かりやすかったです。

【司会者】 2番さんは、争いがない事件で税関職員までは法廷に出てこなかったのですが、税関手続については、書証の中身で大体御説明を聞いているということになりますよね。

【2番】 はい。自分が聞いた話だと、たしか荷物の中を調べていて、何かおかしいなということで被告人が別の部屋に連れていかれた後で、ちょっとそわそわしたり上司を呼んでくれと言ったりして、それで見つかった荷物を詳しく調べていたら覚せい剤だったので、その場で関税法違反と覚せい剤密輸の点で逮捕という形で話が進んでいたのですけれども。そのあたりは特に説明が分かりづらいということはありませんでした。

【司会者】 争いがある事件ですと、税関職員に御証言いただくこともあるのですが、3番さんの事件はそうでしたね。

【3番】 来ました。この税関職員の話は1年たっていたのですね、その裁判が行われるまでに。その税関職員が証人に来てくれたのですけれども、ちょっと曖昧で、何か質問に対して、そうだったと思いますという感じだったのですね。証人として余り、何でだろうという感じはありました。どうともとれるというか。犯行が分かったときのリアクシヨンのものを撮影してなかったのかについては、空港の決まりでそういうことはできないんですよという話だったので、その状況を正確に覚えている税関の方が、きちんと証人あるいは書類であったらよかったなと思います。その証人の方も思い出して言っている感じだったので、どちらともとれるという感じでしたね。

【木村検察官】 今の点はありがとうございます。

被告人質問で、検察官の立場としては、事件について事実関係を争っているのであれば尚更ですし、そうでなくてもある程度被告人を弾劾したり追及したりしているのですけれども、それが足りないと感じたり、何でこんな質問をしているのかよく分からないと感じられることが何かありましたら、教えていただければと思いま

す。特に、7番さんの事件で、先ほど、被害者参加の代理人の質問が少し追及不足と感じられたということでしたけれども、例えば検察官がそれをもっと聞けばいいのという印象を持たれたりとか、検察官自身の質問でもそういうことがあったかどうかというのがあれば、教えていただければと思います。

【7番】 何しろ初めての経験ですので、場面場面が、こんなものかなという感じで、特に僕は違和感というものはなかったですね。恐らく、別の事件において私が担当したら、かなりいろいろな感情を持つのだろうなと思いますけれども、初めての経験で、ああそういうことかということ、検察官もいろいろ御質問されていましたし、何しろ私、感心したのは資料がよくまとまっているなと思って、これは検察官もそうですし弁護人もそうなのですからけれども、あれさえ見れば大体分かるというぐらい簡潔にまとまっていて、あとは質問の中でその肉づけをしていくということかなと思っていましたので、そんなにどうこうという問題はなかったです。

【木村検察官】 ありがとうございます。

【司会者】 では、弁護士からも、何かありましたらどうぞ。

【加藤弁護士】 被告人や証人が外国人の事件だった方がおられると思うのですが、外国人に対する質問をするとき、質問と答えの間にそれぞれ通訳が入っていたと思うのですが、聞いていて分かりにくかったりとかストレスを感じられたことがあれば、教えてください。

【司会者】 外国人の事件ということになりますと、1番、2番さんですか。1番さんからお願いします。

【1番】 通訳の方の実績をお聞きしたのですが、非常に専門的な方ということでした。裁判をする上においても、千葉では非常にうまく理解していただいて通訳されている方だと伺って、我々も聞いていて十分分かりやすかったです。女性の方だったのですが、自分が聞き取れない部分はあえて聞き直して、それをちゃんと説明してくれたということで非常に聞きやすかったです。それが検察官の質問に対しても弁護人の質問に対してもそういうことで、非常に通訳さんは上手だった

し聞きやすかったです。

【2番】 自分も女性の通訳の方だったんですが、聞いていて特にストレスを感じるという印象はありませんでした。確かにちょっと時間がかかったというのはあるのですが、時間がかかった分、手元の資料を確認し直したりということをしていたので、特に時間がかかったという印象もありませんでした。

【村井弁護士】 2番の方のメキシコから覚せい剤を密輸入した件で非常に興味があります。メキシコから覚せい剤を運んで来てしまう人は非常に千葉で多くて、私も何件かやっているのですけれども、脅されてやむを得ず来たという主張が少なからずある中で、弁護側としては、メキシコというのはそもそも特殊なところがあって、マフィアがはびこっていたり、脅すということはあるんですよということからスタートして、いろいろと文献を調べて持ってきたりとか立証をするんですね。かつ、被告人質問もやりますけれども、なかなかそれが受け入れられることは多くないやに聞いております。

ところが、判決を見ると、かなり被告人の情状酌量がなされておるように見えます。しかも、被告人質問のみで、メキシコの文献を弁護人が持ってきて説明したとかいうことがどうもなさそうなのですね。となると、被告人の話は非常に信用できたということになると思います。

ほかの皆様にもお聞きしてみたいのですが、被告人が法廷でしゃべったことが信用できるかどうかについて、どのような着眼点からお聞きになったのか、何でも構いませんので今後の参考のためにお聞きしたいと思います。

【2番】 被告人そのものの印象自体は、涙浮かべていたりうつむいていたりで、かなり反省というか、とても心を痛めているのかなという印象はありました。通訳の方を挟んでいるので、はっきり言ってしまおうそなのか本当なのかも分からないような形なので、その態度と、マフィアから脅されて仕方なくやってしまったという話を結果的には信じて判決をしたという形にはなるのですが。

確かに、どこかから資料を持ってきて、メキシコではこういうふうな状況ですと

いう話を聞いたわけではなくて、被告人の話を聞いて、自分がこういう状況でこういうふうにしなければ自分はこうされていただろうからやるしかなかったという、本人だけの話で進んだということは、言われてみればあったかもしれません。

【村井弁護士】 通訳を挟む間に、被告人の供述態度とかをごらんになる余裕とか時間があったということもあるのですかね。

【2番】 そうですね。自分が座ったのは、割と被告人を見ることができる席だったので、被告人がうつむいているなというのは一応見て感じとれはしました。

【村井弁護士】 通訳を挟まない方、もう一人ぐらい。否認されていたケースで覚せい剤以外となると、8番さんでしょうか。お願いします。

【8番】 被告人は、最初、裁判のときに表情とかを見ていたときには余り思わなかったのですけれども、日がたつにつれて、すごくまばたきがパチパチパチパチとかなりすごかったのですね。最後の最後は本当に見ていて痛々しいぐらいのまばたきでした。

【司会者】 被告人の態度としてはそういったところが気になったということですね。何かありますか、よろしいですか。

【村井弁護士】 結構です。

【司会者】 裁判所から一つお聞きしたいのは、被告人や証人に補充質問をする機会があったと思います。自分で法壇の上から御質問になった方は挙手をお願いしますでしょうか。1番さん、2番さん。

質問をしなかった方は、しにくかったということはありませんか。文字どおり補充という位置づけですので、しなきゃいけないということではないことを前提に伺いたいのですが、裁判所から配慮がほしかったというところがあればお聞きしたいのですが。どうでしょう。

【7番】 私も質問していないし、ほかの裁判員の方も一切質問しなかったですね。やはり、しにくいですよ。よくお二人言われたなと思いましたけれども。基本的には、裁判官の方が自由に質問してくださいという話をされていたのですけれど

も、余り変な質問をするのもあれですし、雰囲気的にはしづらいし、余りする必要もないのかなど。裁判官の方にこう聞いてくださいという話をしていましたけれどもね。それで十分かなと思いますよ。

【司会者】 2番さんは御質問になったということなのですが、いろいろ裁判所から配慮した点というのがあるのですか。どうでしょう。

【2番】 質問する内容自体は、最初に話し合っ、1番から6番の裁判員でどういう質問をするかということ話し合っ、誰が何の質問をするかという形で決めていたのですけれども、そういうふうな話し合いだったので、一人、これは何かしなきゃいけないのかなど。

あと、そのときは自分は後のほうで質問する予定だったので、余り難しい質問をしたわけではないのです。被告人が持っていたスマホと、覚せい剤を運べと言ったマフィアから渡されたスマホの説明が、どっちがどっちでというところが分かりづらかったところがあったので、そこを確認し直したという内容の質問だったのですけれども、割と簡単な質問だったのですが、質問するというのは、やはりちょっと緊張します。

【司会者】 ありがとうございます。これで証拠調べを一通りお伺いした形にはなるのですけれども、審理の一番最後に論告弁論をお聞きになるわけですね。検察官、弁護士から論告弁論についてお尋ねになりたい点があれば、自由にお聞きいただいて結構ですが、どうでしょうか。

【村井弁護士】 刑事裁判の有罪を証明する責任は検察官の側にある、基本的には被告人や弁護人が無罪であることを裁判で証明する責任はないということは選任直後にも裁判長から御説明しますし、途中でも随所随所でされているとは思っています。弁護人が最終弁論で改めて証明責任について触れることがあります。その弁護人の証明責任について覚えてらっしゃれば結構なのですが、言っていたかどうか。言っても言わなくても、もうそのことは分かっているから改めて聞かなくても大丈夫ですと思われた方もおられるかもしれない。あるいは、言っている内容がそもそ

も裁判長のほうが分かりやすかったということもあるかもしれない。御記憶の範囲で結構ですので、お聞かせいただければ助かります。

【司会者】 これは争いがある事件のほうがいいですね。1, 3, 8番さんですね。証明責任とか証明の程度、これは裁判官から選任手続が終わった後に説明する事柄なのですが、弁論でもう一度繰り返されたという記憶がそもそもあるか、あるとして、その印象はどうだったかという御質問ですね。

【1番】 一番私が最初に申しましたように、今回の弁護士さんの相弁護士さんの信用としては、余りよくない印象を持ったのですが、その方は、陳述と言っても何ともないのでしょね、きっと。要するに、これははっきり覚えているのですが、弁護人が、被告人に対して私と会うのは初めてですねというふうに質問したんです。どういう意味だか分からないんですよね。いまだに分かりません。そういうことでなくて、何を言いたいのかを言うべきだと思いますね。それが一番最初の話にいきます。弁護士さんというのは、そんなものでいいんですかという。ただ、若い女性の弁護士さんは非常に淡々と話をしていただきました。ああそういうふうに言っているんだなど。

ただ、その後に被告人が陳述を述べたときには、全く同じようなことを言って、最後、私はだから無実ですと、検察官が言っている名古屋の裁判においても検察の言っているのは信用できません、うそですと。今回の裁判も、その証拠をもって言っているからうそですと。そういう言い方をされても、私としては、ものを見て、その事実を見て判断するということになる、今回弁護士さんがやられた事実というは何もない、ということです。

【司会者】 余り証明責任とか合理的な疑いがどの程度というところではなくて、御自身の心証としては、証拠調べが終わった後にほとんど固まっていたという感じですか。

【1番】 そうです。

【司会者】 弁論では、証拠調べの結果を踏まえて裁判員の方々の心を動かそう

といろいろ頑張っているわけなんです。普通の世の中一般で行っているような判断とは違って、証明責任と証明の程度という点で、検察官のほうに厳しいルールになっているんですね。そこを改めて意識できたかどうかというのは、どうでしょうか。

【1番】 繰り返しますけれども、何も弁護士さんが被告人に対して私と会うのは初めてですねなんていう質問、何でそういう質問をするのか。分からないですね。その当時、それを弁護士さんに質問しようかとなったのですが、それは私、辞退しました。ただ、その弁護士さんは、あとは私の想像になりますから言いませんけれども、結論も分かっているからしないんだ、弁護できないんだなというふうに思ったのかなと、私は勝手にそういうふうに思いました。

【司会者】 3番さんにも同じ御質問でよろしいでしょうか。

【3番】 争点になる部分はとても分かりやすかった。記憶は余りはっきりないのですけれども、弁護士さんもはっきり証拠のところは言っていましたし、証明する証拠が余りはっきりとしたものがなかったのも、無罪である証拠、彼が知らなかったという証拠が何となく状況だったので、こうであろうという仮定ですね。それは一つ一つ証明して行って、やはり有罪というふうになったのですけれども。

でも、弁護士の方は少し頼りなく見えたのは確かで、検察側の女性の3人の方がとても強くて、弁護士の方男性だったのですけれども、ちょっと弱い印象だったのですが、資料とか言っていること一つ一つを評議していく中で、弁護士の方の言っていることもとても理解できましたし、何を争点にしているのかというのは最後までちゃんと分かりました。それを一つ一つ繰り返し、本当に一つ一つ積み重ねていくと、結果やっぱりというふうですね。ただ、その証人喚問だとかいろいろなことで無罪なんじゃないかと弁護士の方がおっしゃっていることもあるなというふうに、ちゃんと両方を聞いて悩むということをきちんとできたと思います。そこはよかったですと思います。

最後に思ったのが、弁護人の方は、被告人の方が最後に私たちに向かって訴えますよね、そこで、こういう感じでこういうことを言ったらいいというアドバイスの

なことはしないのですか。

【村井弁護士】 弁護士個人個人にもよると思うのですが、あえて検察官，弁護人が意見を述べ終わった後で，最後の最後にもう一度機会を与えているのは，万一言い漏らしがあるとまずいのでどうぞということだと私は捉えているんです。ですから，よっぽど変なことをやり出しそうな被告人であれば事前に注意はしますが，何もおいても裁判を受けているのは彼，彼女であって，有罪になれば刑務所に行くのも彼，彼女なので，そういう意味では，悔いが残らないようにしてくださいということだけは言うようにしています。指導している弁護士がいるかもしれません。頭下げて謝れとかですね。

【3番】 基本的にはないですね。

【村井弁護士】 私はあまりやりません。人によるので分からないですけども。

【3番】 何か最後はとっても印象が悪くて。最後にもうちょっとって思ったんですね。弁護士の方も，ちょっとああって感じだった。何か感情的になりすぎてしまって，被告人の方が。涙ながらに訴えるのですけれども，それが逆に冷静に私たちは一生懸命審理しようと思っているところで，やってませんの一点張りというか，涙を流してこう，ちょっと怖かったんですね。弁護士の方が何かもう少し。それで，長くて，時間も押していて，すごく，すごかったんです。途中でとめたのですけれどもという感じだったんですね。それが今でもすごく重たく残っています。

【村井弁護士】 そのときに応じて裁判員の皆様方の心証にフィットするよう，こうしゃべれというふうに言える弁護人はそうそういないかもしれないですね。

【3番】 そうなんですね。分かりました。

【1番】 済みません，さっきの話の続きなのですが，その相弁護士が最後に，被告人に，あくまでも無罪を主張するのですねと言っていました。その後，何かこちょこちょと小さい声で言って聞き取れなかったのですが，私の印象としては，国外退去を望むのですねというような言い方をしたかもしれないのです。それは小さい声で言ったので聞こえなかったのですが。

【司会者】 法廷でのやりとりとして、気になったということですね。

【1番】 そうですね。最初から無罪と言っておきながら、その相弁護士がそういうことを言ったということを追加させてください。

【村井弁護士】 無罪と言ったのに、その後で本当に無罪なのですねと言っているのが、それはおかしいということですよ。

【1番】 ですから、無罪を主張するのですねと言って、あとに、聞き取れなかったのですが、国外退去を、もし有罪だった場合はとか何とかそういうふうに行ったかもしれないですけども、国外退去というのをちょっと聞こえたので、それが唯一救いだったのかなと思って。

【司会者】 8番さんもよろしいでしょうか。弁護人が弁論をしますが、そこで証明責任や証明の程度の説明を改めてされることがあるのですけれども、どんなふうに受けとめられたかですね。まず、記憶にあるかですが、どうでしょう。

【8番】 余りちょっと記憶にない、薄いのですけれども。

質問というか、聞いてみたいのですけれども、被告人はやっていないと、借りたということですと最後まで押し通していたのですけれども、自分が本当にやっていたらこのぐらいの刑になるんだということは分かっていたのかなというのがすごく気になるのですけれども。

【司会者】 どうですか、弁護士さんのお二人のほうに。

【村井弁護士】 8番の方のみならず、皆様共通だと思うのですが、恐らくこの中の多くの方は、被告人、弁護人がむちゃな主張をしていると受け取られる方がいらっしゃるかもしれない。皆様の前で話をする段階で、むちゃな主張になっているのは、やはり失敗しているんだと個人的には思うのです。

その裁判を行う前に検察官から恐らく大部分の証拠書類を見せてもらった上で主張を組み立てるので、当然、こういう証拠があるけれどもその主張はどうかという打ち合わせは普通の弁護人であればしていると思います。もし、有罪になったらどうこうという話も普通はしていると思います。けれども、それが何年になるかとい

うのは、皆様もごらんになった量刑データベースを我々も見るのですけれども、それは分からない。だから、山のところぐらいになることが多いよぐらいしか私は言わないですね。というのも、無罪を前提に裁判やるものですから、有罪になったときのことを考えるというのがしづらいものがあります。特に外国人の場合は、日本人と考え方が違うところが多く、外国の裁判を前提にしたりするので、信頼関係がすごく悪くなって、1番さんのように弁護人と被告人のコミュニケーションがうまくいかなくなったりということにもなり得てしまうから、非常に気を使いながら、しないこともあると思います。

【司会者】 時間があればお伺いしようと思っていたのが、最後の評議の点です。

法廷での審理をごらんいただいて、いよいよ有罪かどうか、量刑をどうするかという結論を出していくのですが、評議について、こういう点を裁判所に配慮してほしかったとか、逆にこういう点がよかったというところがあれば、感想などをいただきたいと思います。

3番さんからよろしいでしょうか。

【3番】 評議は、分かりやすくとても丁寧でした。裁判官の方、3名の方ともとても、だんだん日にちを重ねてきますと、チームワークというか、それぞれの方の感じも分かりますし、みんなで考えようという調和も出てきて、とてもスムーズだったと思います。

本当に弁護士の方の言うことが正しいのかどうかということの一つ一つ細かく検証して、最後もきちんとできたと思いますね。ただ、とても時間がかかって、初めから一つ一つ検証していくのも気持ち的には大変でした。もう一度繰り返して、一つ一つ本当に話し合っていくという。

ただ、感情的なことは置いておいて、きちんと冷静になってということが、ああ裁判なんだなと思いました。最後には皆さんと納得がいくまで話し合っただけで決めるということですね。それも進め方も説明もありましたし、よかったと思います。

【5番】 評議は、大体皆さん話がまとまって、裁判官の方も、大体こういう感

じですという表も見せてくださったりして、いろいろデータがあったので、その辺はすごく分かりやすく、事件としてもすんなり、分かりやすい事件だったのでよかったですけれども、逆に難しい事件だと、結構意見が割れたりするとどういふふうになるのかなというのは、逆に思いました。

【司会者】 同じ事件を御担当になった6番さん、どうでしょうか。

【6番】 評議も本当にスムーズに進んで、ホワイトボードとか使ってもらって、分かりやすくてよかったと思います。

【司会者】 7番さんはどうでしょう、評議についての感想全般で結構ですが。

【7番】 要は、時間が限られていますよね。翌日には判決を出さないといけないという中で、逆算してこれぐらいでおさめないといけないなというような時間配分みたいなものがやはりあったんだろうなと思います、今から考えると。そうしないと結論が出ないですから。幾ら議論したって、解がないですから、答えが。それも一人一人の解が違うわけですので、そこから集約していく作業というのは、ある程度割り切るところは割り切ってやっていかないといけないと思っています。

私の場合は、私が担当したのは、量刑の問題だけでしたが、有罪か無罪かということになると、かなりもっと厳しい評議になるんじゃないかなと思います。

【司会者】 8番さんはどうでしょうか。

【8番】 評議もスムーズで、ホワイトボードもびっちり書かれて分かりやすかったです。やはり裁判官の3名の方がうまくまとめられていて、最後まで雰囲気よくいきました。

【司会者】 では、戻りまして1番さん、どうでしょう。今度は裁判官サイドのところをお伺いできればと思います。

【1番】 今、言われた質問について答えは変えたいと思うのですがけれども。裁判官というより、やはり弁護士さんが、我々と同じなのですが、時間がない。検察官の方は大変失礼な言い方しますが時間がいっぱいあるわけですよ。それを立件して事件として裁判所にそれを提出するわけですから。今回の場合なんかは多

分国選弁護士ですよね。そうすると、自分からみずから出て行って、この事件をやるというのではなくて、ちょっと制度分からないのですけれども、いずれにしても国選弁護士になりますと時間がないので、どうしても検察官の資料、それを見ながらやっていくと、審理していくということになると、相当不利な面があるのではないかなと思うのですね。

ということで、要するに情状酌量に持っていくのがいいのかなと私は最初からそう思いました。いずれにしても、弁護士さんは短時間にやらなければいけないので、多分きつかったのだろうと思います。

【司会者】 同情している部分もあるのですね。弁護人のほうに。

【1番】 同情じゃなくて、事実である、それが事実だと思うのですよ。裁判のときも、事実に基づいてやりなさいというから、そうすると、多分検察官のお二方が費やしている時間と、弁護士さんが費やしている時間というのは全然違うと思うのですよ。

【司会者】 検察庁は組織ですが、弁護人は組織になっているところもありますが、そうっていないところがまだ多いぐらいで現状はいいですか、違ってますか。

【村井弁護士】 そうですね、ないということだと思います。

【司会者】 2番さん、どうでしょうか。

【2番】 評議自体は、ちゃんとした討論以外の部分で、こちらが変に緊張したりしないように気軽な話をしてくれたおかげで、緊張しないで話し合いができたので。結論を出すときに、類似事件でどういう判決が出ているのかを出してくれたり、どういう点に気をつけて結論を出すべきかと、重要なことをまとめてホワイトボードに書いてくれて、自分としてはとても分かりやすく、ちゃんと結論を出せたかなと思います。

【司会者】 裁判官のお二人、何か評議についてありますか。

【岡田裁判官】 裁判官と裁判員の間での意見交換は当然頻繁にやっているわけなのですけれども、裁判員の方の発言に対して、別の裁判員のほうから意見である

とか質問であるとか、そういった裁判員同士の間の意見交換というのは、そもそもあったかどうか、あったとしてその割合、有用であったかどうか、その辺の感覚を御紹介いただければと思います。

【司会者】 どうでしょうか。裁判員同士の意見のぶつかりがあったかどうかですが、そういう場面があったという方は、挙手をお願いできますか。3番さんと7番さんにお伺いすることよろしいですか。

【3番】 無罪を主張されていたので、検察官の求刑がかなり重かったんですね。なので、どちらをとるかで物すごく彼の人生は違いますよね。

話しているうちに、皆さんすごく私はこう思うというのを言っていたので、男性同士とかは、いやこうだろうああだろうというのをダイレクトに話してましたし、でもみんなやはり悩んでいるので、その意見を聞けば、ああそうだよねというふうに、結果落ち着きました。だから、相当裁判官の方も交えてですけども、本当にけんかにはなりませんけれども、ちゃんと、流されずに意見を述べている方がいたので。ちょうど半分半分で女性半分いたので、女性の方というのは、やはり相当、うーんと感じたんですね。でもその話し合いで、逆にぐっと最後は確信ができたというのですか、その方がいたおかげで、そういうところまで議論ができたと思います。

【司会者】 7番さんはどうでしょうか。

【7番】 私、この裁判員になって初めて顔合わせをしたときに、中にはいいかげんな人もいるのかなと、正直思っていました。でも、非常に皆さん方真剣に取り組まれていて、これは予想外、予想以上でしたね。意見も活発に出ていて、裁判官の方も、いや私は本当に今回は楽しさせてもらったと言っていましたよ。大体普通はしゃべる人としゃべらない人が分かれるらしいのですけれども、皆さん方、全員の方が活発に意見交換していて、ほとんど司会というか進行しなくても我々だけでやっていったということで、裁判官の方も感心されてましたよ、その点は。

【司会者】 ありがとうございます。最後に、これから裁判員になる方へのメ

ッセージを一言ずついただきたいと思います。では、5番さんからお願いできますか。

【5番】 自分が初めてやってみて、最初決まったときは本当にできないな、どうしよう、どうしたらやめられるかなとか思ったりしたのですけれども、やってみると仕事以外に社会参加になるというか、いろいろなことを考えられました。裁判所に来るのも初めてだったので、裁判官、弁護士、検察官の方もすごく身近に感じられてよかったと思います。

ただ、比較的事件が分かりやすかったのでよかったのですけれども、これが殺人とかの事件になってしまうと、自分ではすごく悩んでしまったりすると思うので、また来たらどうしようという気持ちはあります。

【6番】 どんな事件を担当されるか分からないのですけれども、気負わないようにですかね。いただいた紙の中に、心のケアとか、何かあったらここに電話してとか書いてあることが結構あってドキドキしていたのですけれども、特にそういうこともなかったし。そんな感じです。

【7番】 きのうですか、オウムの裁判員裁判が始まるとニュースで流れていましたけれども、裁判員になって、その後裁判員のそういう記事が出ると非常に興味深いですね。メンタルの面でも、逆に訴訟されたような事件がありますし。一体この裁判員制度というのはどうなるのだろうなと思ったりもしているのですけれども、やはり一回経験させてもらったことによって、これに対して非常に興味深く見ているというか、そういう目は養うことができました。

新しく裁判員になる方については、余り気を張らずにというか、経験だというぐらいに軽く考えてやられたらいいんじゃないかなと思います。

【8番】 私もこれをやってみて、やはり新聞を気にして読むようになった。裁判員制度のことが出ていたりとか、小さな欄でもこういうことが今、世の中で起きているんだとか、気にかけて見えています。

やはりやってみて知らなかった世界が見えたので、皆さんにも、支障がなければ

どんどん参加していただきたいなと思いました。

あと一つは、あの被告人が反省してちゃんとやっているのかなというところがちょっと気になっています。

【1番】 一番最初も発言させていただきましたように、やはりここは法治国家ですから、法の秩序を守るということで、我々一般市民も裁判員に参加して、自由な発想のもとに、特に法律の専門の方にいろいろ教えていただきながら理解を深めて、社会秩序を守るための責任は果たしてほしい。そのためには、7番さん言ったように固くならないで、楽な気持ちでいて、ただし真剣にやってほしいということです。

【2番】 自分にとって裁判員になったことというのは、この国で現実に起こっていることを知って、それにかかわっている司法の関係の人たち、裁判官や検察、弁護人の方々がどういうふうに動いているのかを知るいい機会になったと思います。

自分の場合は覚せい剤の事件で被告人自体も罪を認めていたり負担が少ない事件だったので、そのあたりは楽に務められたかなとは思いますが、負担がないのであれば、この国で実際に起こっているものを経験できるいい機会だと思うので、経験してみることはとてもプラスになることだと思っています。

【3番】 まさか自分が選ばれるとは思ってなかったので、周りにもいなかったもので、すごく選ばれたことに感謝したいなと思います。普通の人を経験できないことなので。

結構皆さんやはり真面目で、とても時間にも正確でしたし、本当にすごいなと思いました。日本人ってすごいなと思いました。

補充員の方がいたことで、もし自分が具合が悪くなったりとか何かあっても、ちゃんとこの裁判が進んでいくんだなというのは感じられたので、そういうのが皆さん分かっていたら、もっと気楽にと言ったら変ですけども、参加してみようかなと皆さん思ってくれると思います。

やはり、8番さんが言ったように、私も被告人のその後がとても気になって、今

でも控訴したのではないかとかと思っているのですけれども、そのぐらい、多分これからも記憶に残る、とてもいい経験だったと思います。

あとは、人を裁くというか、大変難しい職業につかれているなという、皆さんのお仕事にもとても興味を持ちましたし、勉強になりました。ありがとうございました。

【司会者】 今日のお話を参考にさせていただいて、ますます励んでいきたいと思っておりますので、今後とも温かい目で見守っていただければと思います。

お忙しい中、裁判員としての一度目のみならず、意見交換会という二度目にもお越しいただきまして、本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

では、今日の会はこれで終了とさせていただきます。